



# 農地・農業用施設災害復旧事業



平成30年4月  
小矢部市役所 農林課

# 採択事業フロー

どの事業が該当するでしょうか？

**農地・農業用施設が被災**

「農地」とは田・畑、「農業用施設」とは農道・水路・ため池等です。

被災時の雨量は、24時間で80mm以上  
または  
1時間で20mm以上でしたか？

雨量は、市役所農林課におたずねください。

はい

いいえ

復旧事業費は、40万円以上ですか？

参考例・・・田・畑の被災延長(崩れた長さ)約10m以上が目安です。  
事業費については、農林課におたずねください。

はい

いいえ

① 国庫補助災害復旧事業

③ 市単独災害復旧事業

復旧事業費は、40万円以上ですか？

参考例・・・田・畑の被災延長(崩れた長さ)約10m以上が目安です。  
事業費については、農林課におたずねください。

はい

いいえ

② 県単独災害復旧事業

④ 市単独土地改良事業

※このフローは、降雨による災害を対象として作成しています。

災害は、降雨以外に暴風・洪水・地震・雪害・融雪害・干害・地すべり・落雷等の異常な天然現象により生じたものも対象としています。

詳細については、農林課におたずねください。

# ① 国庫補助災害復旧事業

国庫補助採択雨量 ○ - 復旧事業費40万円以上 ○

事業主体:市

負担区分:

対象物	国	市	地元
農地	50%	15%	35%
農業用施設	65%	10%	25%

- ・ 災害発生件数等により、国の補助率が上がる場合があります。その場合、国の補助率が上がった分だけ、地元の負担率が下がります。
- ・ 農地災害は、水張り面まで崩れないと(畔の崩落など)採択されません。また、法面崩落だけでは採択されません。
- ・ 工法等は、国の査定により決定されます。被災者が選ぶことはできません。

# ② 県単独災害復旧事業

国庫補助採択雨量 × - 復旧事業費40万円以上 ○

事業主体:農地=市 農業用施設=土地改良区

負担区分:

対象物	県	市	地元	
農地(中山間地)	1/3	1/3	1/3	
農業用施設	一般地	40%	20%	40%
	中山間地	50%	20%	30%

- ・ 農地災害に限り、雨量が24時間で40mm以上でないと、採択されません。
- ・ 中山間地は子撫、宮島、南谷、埴生、北蟹谷地区です。詳しくは問合せ下さい。
- ・ 水張り面まで崩れていること、工法を選べないことは、国庫補助災害復旧事業と同様です。
- ・ 農業用施設災害は、突発的自然要因(パイプライン破裂など)が採択条件です。

# ③ 市単独災害復旧事業

国庫補助採択雨量 ○ - 復旧事業費40万円以上 ×

事業主体:自治会、土地改良区等

負担区分:

通常			
対象物		市	地元
農地	一般地	40%	60%
	中山間地	50%	50%
農業用施設	一般地	60%	40%
	中山間地	70%	30%

激甚:一般地のみ適用

対象物	市	地元
農地	50%	50%
農業用施設	65%	35%

- ・ 復旧事業費10万円以上が対象となります。
- ・ 中山間地は子撫、宮島、南谷、埴生、北蟹谷地区です。詳しくは問合せ下さい。
- ・ 激甚とは、当該災害に係る市内の国庫補助災害査定見込額が1億円を超える場合です。

# ④ 市単独土地改良事業

国庫補助採択雨量 × - 復旧事業費40万円以上 ×

事業主体:自治会、土地改良区等

負担区分:

対象物	市	地元
農地	20%	80%
農業用施設	40%	60%

- ・ 復旧事業費10万円以上が対象となります。
- ・ 復旧事業費が40万円以上であっても、緊急を要する場合等は採択可能です。

※説明書きは、基本事項のみとしています。  
詳細については、農林課に確認願います。

# 被災から工事完成までの流れ



## 災害発生時の連絡先

機関名	住所	TEL	FAX
		mail	
小矢部市役所農林課 (小矢部市役所4階)	〒932-8611 小. 本町1番1号	67-1760	67-5009
小矢部市土地改良区 (小矢部市農村環境改善センター内)	〒932-0821 小. 鷲島38番地1	67-5551	67-5552
		<a href="mailto:nourin@city.oyabe.toyama.jp">nourin@city.oyabe.toyama.jp</a> <a href="mailto:oyb-dki@p1.tst.ne.jp">oyb-dki@p1.tst.ne.jp</a>	



## 鳥獣災害復旧事業

### 事業採択条件

- 鳥獣(イノシシなど)による農地・農業用施設に対する被害が認められるもの
- 通年管理体制が図られている農地・農業用施設

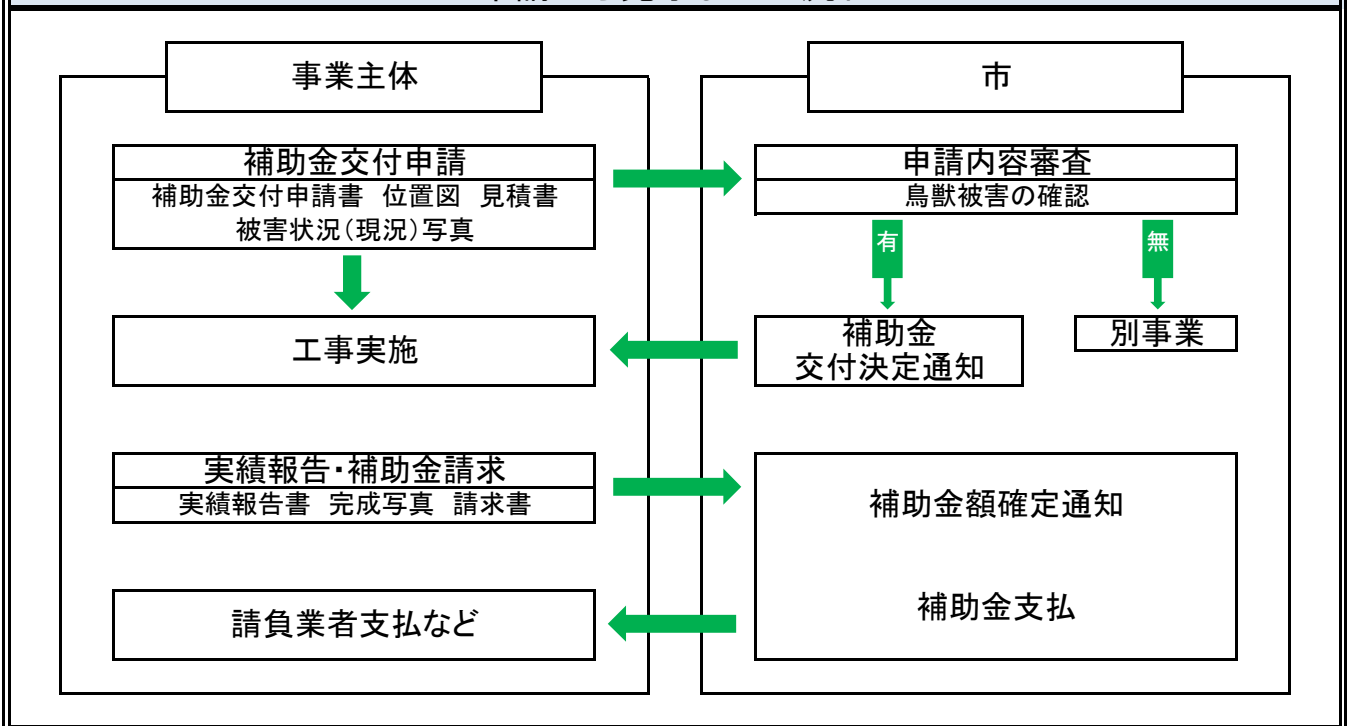
### 事業主体

土地改良区、農業協同組合、生産組合、営農組合、施設管理団体、自治会  
その他市長が認めた団体(複数人協同施工など)

### 補助率

農地	50%以内
農業用施設	70%以内

### 申請から完了までの流れ



### その他

- 工事の実施は、業者発注・直営施工のどちらも対象となります。
- 事業費が概ね100万円以下の申請を対象とします。
- 事業費が10万円未満の申請は対象外です。
- 事業費は消費税を含みます。
- 補助金の上限は40万円です。
- 補助金は千円未満切捨てです。

※詳細については農林課へ確認願います。